

小値賀町国民保護 避難マニュアル



平成20年3月

小値賀町

目 次

目的	3
国民の保護のための措置のしくみ	3
避難実施要領の策定等	4
1 避難実施要領に定める事項	4
(1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項	4
(2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項	5
(3) その他避難の実施に関し必要な事項	5
2 関係機関の連絡調整窓口	5
(1) 県警察	5
(2) 海上保安部	6
(3) 自衛隊	6
避難実施要領のパターン	8
弾道ミサイル攻撃の場合	8
避難実施要領(例)	9
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	10
避難実施要領(例) [比較的時間的な余裕がある場合]	11
避難実施要領(例) [昼間の突発的な攻撃の場合]	15
避難実施要領(例) [化学剤を用いた攻撃の場合]	17
着上陸侵攻の場合	20
避難実施要領(例)	21
避難誘導における留意点	23
1. 各種の事態に即した対応	23
2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化	23
3. 住民に対する情報提供の在り方	24
4. 高齢者、障害者等への配慮	24
5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現	25
6. 学校や事業所における対応	26
7. 民間企業による協力の確保	26
8. 住民の「自助」努力による取組みの促進	26
参考資料	
離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方	28
弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置の実施について	32
指定地方公共機関の連絡先	37
避難住民の運送における公共交通機関の確保について	39
(参考) 社団法人 長崎県バス協会の会員事業者	41
避難実施要領までの通知の流れとイメージ	43
①対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知	43
②警報の発令の通知	44

③避難の指示	45
④避難実施要領の策定	46

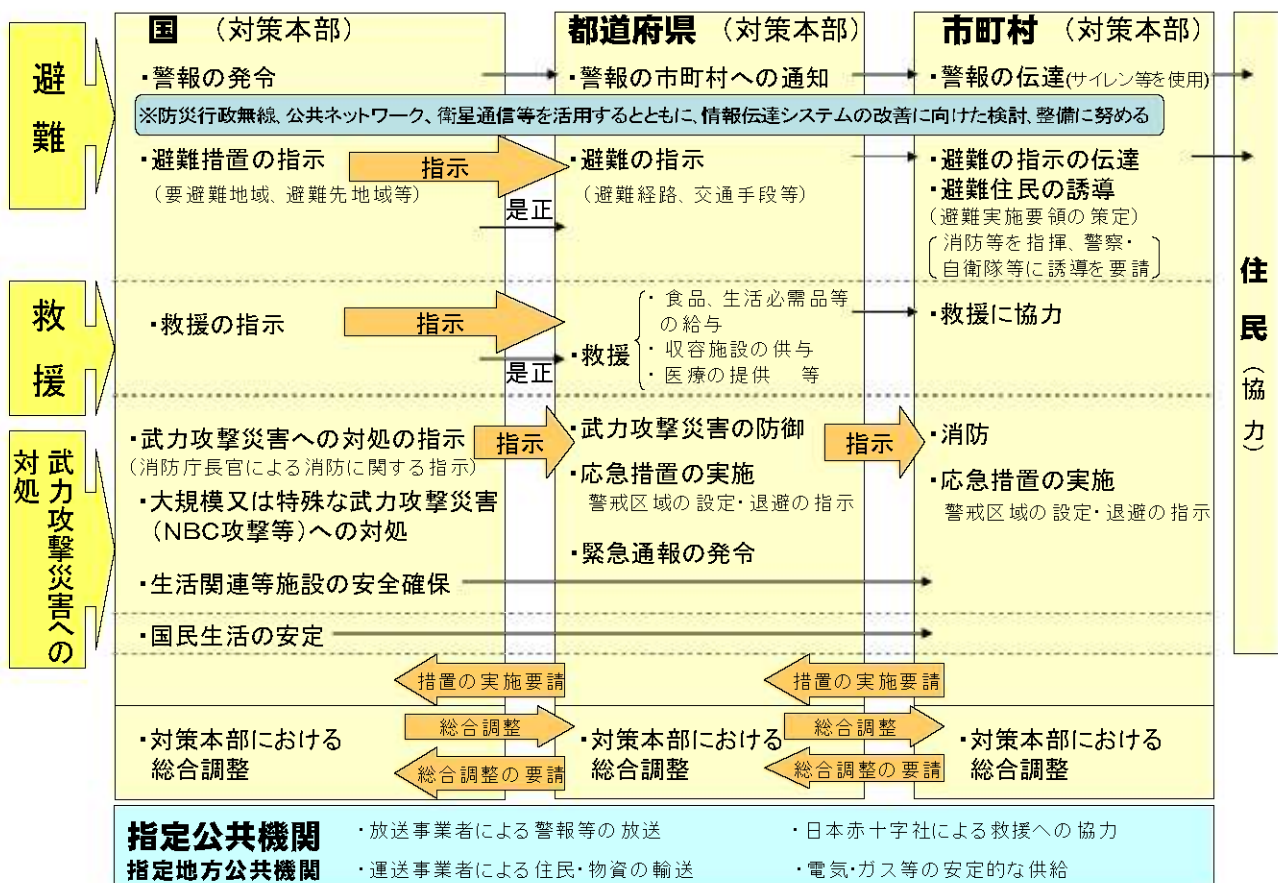
目 的

本マニュアルは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）及び関係法令ならびに県計画に記載されている「市（町）の計画作成の基準」を踏まえ、避難の指示があったときに、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために、あらかじめ避難実施要領の記載内容や作成の手順、留意点について整理するものである。

なお、現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま当てはまるとは限らず、また、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとするとも考えられることから、平素から記載内容の相場観やノウハウを蓄積することにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼を置くものとする。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例等を示すものである。

国民の保護のための措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

- 避難実施要領策定の際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

※ 避難実施要領は、県の「避難の指示」後に作成するが、これは「避難の指示」後に作成に取りかかることを意味するのではなく、県の「避難の指示」に係る調整段階、状況によっては、国の「避難措置の指示」に係る調整段階や事態の発生直後から作成準備に入ることも想定する必要がある。

調整については、対策本部間での電話・ファクシミリや現地調整所等における連絡員によるものが考えられる。

(県からの通知の流れ)

- ① 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知
↓
- ② 警報の発令の通知
↓
- ③ 避難の指示 (国の「避難措置の指示」添付) ← 避難実施要領作成準備
↓
- ④ 避難実施要領の策定

※①と②については同時、または前後する場合がある。

※書面のイメージは巻末資料を参照

避難実施要領の策定等

- 町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

1 避難実施要領に定める事項

(1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態
 - ・避難住民の概数把握
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項

⑥ 避難の手段及び避難の経路

- ・誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ・輸送手段の確保の調整（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ・具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ・自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

（2）避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

① 町職員、消防団員の配置等

- ・各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定

② 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

- ・避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置

③ 要避難地域における残留者の確認

（3）その他避難の実施に関し必要な事項

① 避難誘導中の食料等の支援

② 避難住民の携行品、服装

③ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先

○ 本町の地理的、社会的特徴における考慮すべき留意事項

① 属島（大島・納島・六島・野崎島）の避難誘導

② 観光客・ビジネス客の避難誘導

③ 外国人の避難誘導

④ 沖合で操業中の漁業者、釣り客の避難誘導（漁協との連携体制等）

2 関係機関の連絡調整窓口

（1）県警察

① 平素における避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口

関係する警察署と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

県警察	担当課	電話番号	県警察	担当課	電話番号
長崎県警察本部	警備課	095-820-0110 内線 5726	新上五島警察署	警備課	0959-42-0110 内線 479

② 有事における避難実施要領作成協力の要請にかかる連絡調整窓口

関係する警察署に協力要請をする。（※避難実施要領の通知先については法第 61 条に基づき、関係する警察署長である。）

(2) 海上保安部

① 平素における避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口

関係海上保安部（署）と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

管轄区域	海上保安部（署）	電話番号
長崎県のうち佐世保市、大村市、平戸市、松浦市、東彼杵郡及び北松浦郡	佐世保海上保安部 (平戸海上保安署)	0956-31-4842 (0950-22-3997)

② 有事における避難実施要領作成協力の要請にかかる連絡調整窓口

関係する海上保安部（署）に協力要請をする。（※避難実施要領の通知先については法第 61 条に基づき、関係する海上保安部長・海上保安署長である。）

(3) 自衛隊

① 平素における避難実施要領パターン作成・見直しにかかる連絡調整窓口

小値賀町を担任する協議会委員（協議会担任部隊長）と綿密な意見交換を行いつつ作成する。

区域名	部隊名	職名	電話番号
小値賀町	第 16 普通科連隊	第 3 中隊長	第 3 科 0957-52-2131（内線）232

② 有事における避難実施要領作成協力の要請にかかる連絡調整窓口

法第 61 条、令第 8 条の規定により連絡窓口は、長崎地方協力本部である。（※避難実施要領の通知先も同様である。）

自衛隊の部隊等の長等	電話番号	備 考
長崎地方協力本部長	総務課 095-826-8844 (内線) 500~504	法定窓口
第 16 普通科連隊第 1 科	第 3 科 0957-52-2131	長崎地方協力本部と連絡が取れない場合に限る。

(参考)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

4 第四十七条第二項の規定は、市町村長が前項の規定により避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する場合について準用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

第八条 法第六十一条第三項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、当該市町村の区域を担当区域とする自衛隊地方連絡部の地方連絡部長とする。

(参考)

小値賀町国民保護計画

P26 第2編第2章

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行い、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

P52 第3編第2

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方連絡部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

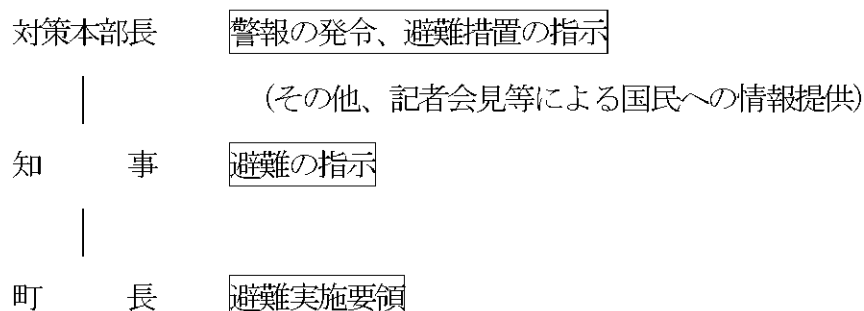
避難実施要領のパターン

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（例）

長崎県小値賀町長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。そのため町は、政府における記者会見等の情報提供と並行して、あらゆる手段を駆使して広報に努めるとともに、住民に対して警報を発令し、避難（又は屋内退避）等の住民がとるべき必要な措置を周知する。

その際、今後の情報に注意するとともに、異常事態であることを認識させ、冷静な判断、行動を促すこととする。

2 避難誘導の方法

（１）防災行政無線による住民への警報伝達

実際に弾道ミサイルが発射された場合、国対策本部長はその都度警報の発令を行うことから、小値賀町域又は近隣市町の区域が着弾予測地域に含まれる場合において、防災行政無線を通して、サイレンを最大音量で鳴らし、住民に対して警報の発令を周知するとともに、住民のとるべき行動を伝達する。

なお、消防機関、警察署等関係機関と連携し、住民への警報伝達に漏れがないよう周知する。

（２）警報発令時における住民の取るべき行動等の周知

- ① 警報発令時には、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人の取るべき行動を周知する。
 - ・ コンクリートの堅ろうな建物へ避難し、建物の中央部に避難すること。
 - ・ エアコンや換気扇を停止してテープで目張りを行い外気をできるだけ遮断すること。
- ② 車両内に在る者に対しては、車両を道路外の場所に止めるよう周知する。止むを得ず路上に置いて避難するときは、緊急車両等の通行の妨げにならないよう、道路の左側端に沿って駐車する。
- ③ 外出先に在る者は、可能な限り、屋内に避難するよう周知する。しかし、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まるとともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。
- ④ 住民に対し、屋内退避時に備えて、最低限の食糧や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等（子どもが居る場合は、少量の玩具類など。）を用意し、いつでも持ち出すことができるよう周知する。また、防災行政無線やラジオなどを通して伝えられる情報に注意するよう周知する。
- ⑤ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と思われる不審な音を聞いた場合は、できるだけ町、消防機関、警察署等へ連絡するよう周知する。
- ⑥ 弾道ミサイルの着弾地点周辺には、興味本位で近づかないよう周知する。

（３）援護を必要とする者への対応

自力で歩行が困難な者においては、迅速な避難行動が行えるよう、災害時要援護者に対し、今後策定する「避難支援プラン」を活用した対応を図るよう周知する。

町、消防、警察署等においては、災害時要援護者名簿の活用及び今後策定する「避難支援プラン」を適正かつ円滑に実施するため、情報共有による協力のもと、迅速な活動を行う。

（４）店舗等への協力要請

住民以外の滞在者への対応として、屋内へ避難することができるよう、町から店舗等へ協力を求める。

3 町職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

（昼間の突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

避難実施要領（例）

長崎県小値賀町長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、小値賀町〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。そのため県知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示文を添付）

2 避難誘導の方法

（１）避難誘導の全般的方針

町は、A地区・B地区・C地区の各地区約〇〇名を、本日、□□時△△分を目途に、各地区の一時避難場所へ集合させた後、本日、□□時△△分以降、町車両及びバスにより指定した〇〇避難所へ避難させることとする。

この際、一時避難場所までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難するために援護を必要とする者と、その援護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察署、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合は、当該避難実施要領についても併せて修正する。

【留意事項】

- ・ 一時避難場所までの避難方法は、「徒歩」を基本とする。
- ・ 自家用車の使用については、新上五島警察署と協議のうえ決定する。

（２）町の体制、職員派遣

① 町国民保護対策本部の設置

町は、国からの指定を受けた場合において、町国民保護対策本部を設置する。

② 町職員の現地派遣

町は、各地区の一時避難場所へ各〇名の町職員を派遣するとともに、避難先の〇〇避難所へ〇名の町職員を派遣する。また、国の現地対策本部が設置された場合には、連絡員として町職員を〇名派遣する。

③ 避難経路における町職員の配置

避難経路の要所において連絡所を設置し、町職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

連絡所においては、救護所等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行うこととし、各地区の避難開始や終了等の状況連絡を本部事務局との間で行う。

④ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所へ町職員を〇名、消防職員を〇名派遣して必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

【留意事項】

- ・ 関係機関は「県」「消防機関」「新上五島警察署」「佐世保海上保安部」「自衛隊」等である。

- ・ 政府の現地対策本部、連絡所、救護所、現地調整所等への派遣職員及び人数をあらかじめ定めておく。

(3) 輸送内容

- ① 避難住民数・一時避難場所・輸送力の配分
 - ・ A地区 ○○○人 ××公民館 ○○バス□□台
 - ・ B地区 ○○○人 △△公民館 町マイクロバス□□台
 - ・ C地区 ○○○人 □□公民館 船舶 □□隻
 - ・ その他
- ② 輸送開始時期・場所

○月○日○時○分 A・B・C公民館
- ③ 避難経路

原則として、県道・町道を通行する。

【留意事項】

- ・ 島外への船舶・航空機等の輸送手段の確保は、基本的には県が行う。
 - ・ 避難経路の決定は、新上五島警察署の意見を十分に聴いて決定する。
 - ・ 夜間の移動は不安を募らせる要因となることから、夜間照明（車のヘッドライト等）を要所要所へ配備する。
 - ・ 冬期は、避難住民の衣類の問題、積雪時の移動時間を十分考慮し、避難に要する時間配分に注意する。
- ### (4) 避難実施要領の住民への伝達

- ① 防災行政無線及び広報車（町広報車、消防車両等）の担当職員は、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
- ② 担当職員は、町ホームページ等を活用し、避難実施要領を伝達する。
- ③ 上記①と並行し、担当職員は、避難実施要領について、上五島警察署長、消防団長、自主防災組織の長等へファクシミリ等を使用し、住民への伝達について協力を要請する。
- ④ 担当職員は、災害時要援護者、避難支援者、町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容を伝達する。
- ⑤ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うよう呼びかける。
- ⑥ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- ⑦ 災害時要援護者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから今後策定する「避難支援プラン」を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- ⑧ 外国人に対しては、語学に堪能な協力者を町担当窓口へ配置するなど、避難実施要領の伝達に努める。

【留意事項】

- ・ 防災行政無線、広報車による広報では、住民への伝達内容が十分伝わらない可能性があることから、消防団、自主防災組織及び近隣住民への協力を積極的に要請する。
- ・ 外国人については、各国の大使館、領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなるので注意する。

(5) 一時避難場所への移動

- ① 一時避難場所への健常者の避難は徒歩とし、自家用車は使用しないよう周知する。
- ② 消防機関は、自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導を行う。
- ③ 災害時要援護者の避難

町は、対策本部内に「災害時要援護者支援班」を設置し、今後策定する「避難支援プラン」に沿って対応を行う。

【例】

ア 小値賀診療所の入院患者□□名は、診療所の車両又は救急車を使用して避難を実施する。

イ 特別養護老人ホーム「養寿園」の入居者の避難は、養寿園が対応し、町職員及び関係機関は避難支援を行う。

ウ その他、要援護者の避難は、自家用車等を使用することとする。

【留意事項】

- ・ 「災害時要援護者支援班」は、一定人数が確保されないと活動できないことから、避難の規模、状況等から本部長の判断により、他部他班の職員も積極的に動員する。

(6) 残留者の確認及び避難誘導の終了

① 町職員及び消防関係職員は、新上五島警察署及び住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得する。

② 避難誘導は、〇〇時△△分までに終了するよう活動する。

【留意事項】

- ・ 事態の発生状況等に対して、「正常化の偏見」が考えられるため、自然災害以上の残留者があらかじめ予想されることから、一定規模の避難誘導員を動員するとともに、把握している情報をもとにした丁寧な状況説明を行うこととし、残留者への説得を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町職員及び消防関係職員は、避難の誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

① 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然とした態度を保つこと。

② 町の誘導員は、防災活動服や腕章等を身に付けることにより、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

③ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

④ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

【留意事項】

- ・ 町の誘導員は、必ず腕章（特殊標章含む）等を身に付けて活動すること。

(8) 住民に周知する留意事項

① 住民に対しては、近隣住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

② 消防団、自主防災組織などの地域リーダーに対しては、町は迅速な情報提供に努め、毅然とした態度で誘導を行うよう依頼し、混乱の防止に努める。

③ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品のみとし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

④ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

⑤ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官、又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次災害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要に応じて、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関

に要請する。誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携行させる。

【留意事項】

- ・ 現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できる体制が重要。
- ・ 国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために、特殊標章及び身分証明書は非常に重要である。

3 町各課の役割

小値賀町国民保護計画【町の各課における武力攻撃事態における業務】に示す。

4 連絡・調整先

- ① バスの運行は、新上五島警察署及び町産業振興課（小値賀交通）と調整して行う。
- ② バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は別に示す。
- ③ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- ④ 対策本部設置場所：小値賀町役場庁舎内2階 総務課
【電 話】 0959-56-3111
【FAX】 0959-56-4185
- ⑤ 現地調整所設置場所：小値賀町▲▲▲
- ⑥ 避難先 ○○○○

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、○○公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食糧、飲料水等の支給を行う。
その際、県及び○○市の支援を受ける。

避難実施要領（例）

長崎県小値賀町長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃に、△△地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、△△地区で戦闘が続いている状況にある。（〇〇日〇〇時現在）

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

△△地区に所在する者に対しては、最終的には早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報については正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時的又は最終的に収束した場合には、新上五島警察署、佐世保海上保安部及び自衛隊等と連絡調整のうえ、速やかに域外へ避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は避難も考慮する。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達するとともに、その都度避難誘導に関する方針を決定する。

【留意事項】

- ・ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、現場における関係者からの情報や助言等を踏まえ、最終的に住民を攻撃の区域外へ避難させることとする。
- ・戦闘が行われている地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内退避させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。
- ・屋内退避は、次の状況下において行う。
 - ① NBC攻撃と判断される場合において、住民が何ら防護手段がなく移動するよりも、外気との接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
 - ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が少ない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

（2）避難の方法 <状況の変化とともに、逐次修正>

〇〇時現在。

△△地区については、県道（町道）を避難経路として使用する。

健常者は徒歩により避難することとし、自力歩行困難者は、今後策定する「避難支援プラン」に沿って対応を行う。

【例】

ア 小値賀町国民健康保険診療所の入院患者〇〇名は、診療所の車両又は救急車を使用して避難を実施する。

イ 特別養護老人ホーム「養寿園」の入居者の避難は、養護老人ホームが対応し、町職員及び関係機関

は避難支援を行う。

ウ その他、要援護者の避難は、自家用車等を使用することとする。

△△地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内退避を継続する。

【留意事項】

- ・ 避難の方法は、警報の内容等以外にも、現場で活動する関係者の意見を聴いたうえで決定することが必要である。
- ・ 現地調整所での意見集約による最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(3) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、小値賀町国民健康保険診療所に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び小値賀町国民健康保険診療所に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMA Tが編成される場合は、その連携を確保する。

【留意事項】

- ・ DMA T (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う機関。

(4) 安全の確保

誘導を行う町職員に二次災害を生じさせることがないように、国の現地対策本部等、県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 町各課の役割

小値賀町国民保護計画【町の各課における武力攻撃事態における業務】に示す。

避難実施要領（例）

長崎県小値賀町長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺地域及びその風下となる〇〇地域を要避難地域として、屋内へ退避するよう避難措置の指示を行った。

そのため県知事は、別添の避難の指示を行った。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

町は、要避難地域の住民約〇〇〇名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇地域の住民は、屋内へ退避するよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関からも伝達を行う。

また、防護機器を有する県警察、海上保安部、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による避難住民の屋内退避誘導を要請する。

【留意事項】

- ・ 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気よりも重いサリン等の神経剤は、下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

（2）町の体制、職員派遣

① 町対策本部の設置

町は、国からの指定を受けた場合において、町対策本部を設置する。

② 町職員の現地派遣

町は、爆発が発生した地区周辺に町職員を〇名派遣し、現地での調整に当たらせる。

また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等と共に、現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

③ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のための職員を〇名派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

【留意事項】

- ・ NBC攻撃の場合は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。

（3）避難実施要領の住民への伝達

① 防災行政無線の担当職員は、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

② 担当職員は、町ホームページ等を活用し、避難実施要領を伝達する。

③ 上記①と並行し、担当職員は、避難実施要領について、新上五島警察署長、消防団長、地区会長等へファクシミリ等を使用し、住民への伝達について協力を要請する。

④ 担当職員は、災害時要援護者、避難支援者、町社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障

害者団体等へ避難実施要領の内容を伝達する。

⑤ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

⑥ 災害時要援護者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、今後策定する「避難支援プラン」を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

⑦ 外国人に対しては、語学に堪能な協力者を町担当窓口へ配置するなど避難実施要領の伝達に努める。

【留意事項】

・ 防護服を着用せず、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話等に限られる。

(4) 避難所の開設等

① ○○学校を避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。

② 県と調整して、当該避難所における専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

③ 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

④ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

【留意事項】

・ 避難所での活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて実施する。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

① 町職員は、冷静沈着に、毅然とした態度を保つこと。

② 町の誘導員は、腕章等を身に付けていることにより、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

③ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

【留意事項】

・ 町の誘導員は、必ず腕章（特殊標章含む）等を身に付けて活動すること。

(6) 住民に周知する留意事項

① 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

② 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

③ 防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

【留意事項】

・ NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、行政より速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

町の職員に二次災害が生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を、町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 町各課の役割

小値賀町国民保護計画【町の各課における武力攻撃事態における業務】に示す。

4 連絡・調整先

① 対策本部設置場所：小値賀町役場庁舎内 2階 総務課

【電話】 0959-56-3111

【FAX】 0959-56-4185

② 現地調整所設置場所：小値賀町▲▲▲

【電話】 0959-××-〇〇〇〇

【FAX】 0959-××-〇〇〇〇

③ 避難先：〇〇学校

【電話】 0959-××-〇〇〇〇

【FAX】 0959-××-〇〇〇〇

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 離島における避難では、島外への避難を前提とした考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

町では、島外運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる漁港へ運送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

避難実施要領（例）

長崎県小値賀町長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、○○島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、小値賀町全島を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・・・・・・。

県知事は、避難の指示を行ったところである。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的な方針

小値賀町は、小値賀町全島の住民約○○○名について、○○日○○時を目途に避難住民の運送を開始する。避難は、○日から○日の○日間かけて行う。

島外への避難住民の運送は、○○港から、フェリー○隻をピストン輸送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも海上保安部等の船舶・航空機及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送にあたるよう要請している。

出発便の1時間前に○○港の到着できるよう、小値賀交通バス・公用車により島内を循環して、住民を移動させる。

小値賀町は、小値賀島・斑島・黒島の住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情がある場合以外は、認めない。大島・納島・六島・野崎島の住民は、各港に集合させ、町営船・漁船で小値賀島に住民を避難させる。小値賀島各港からの住民の移動は、小値賀交通バス・公用車で行う。

避難先は、当面の間、○○市（町）の○○公民館及び○○体育館とする。

【留意事項】

- ・島外への輸送手段については、県が国と、又は町が県と調整して、指定地方公共機関（又は指定公共機関）である運送事業者の輸送手段をチャーターする。
- ・島内の各地域からフェリーの発着港までの移動は、基本的には、町が、島内のバスや公用車両を活用して行う。交通手段が不足する場合は、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等の交通手段として示すことができる。

（2）事前準備の呼びかけ

全住民に対して、防災行政無線や連絡網（回覧）により、避難のための準備を行うことを呼びかける。その際、広報車を活用して周知する。

職員は、担当地域を配分して、各自治会単位での避難者リストを、自治会長や消防団長の協力を得て作成する。その際、各地区の避難希望日時の要望を聴取する。

避難用バス等の時間等については、防災行政無線や連絡網（回覧）により知らせるとともに、隣同士で声を掛け合うように呼びかける。

災害時要援護者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、災害時要援護者支援班を設けて、避難の支援を行う。

（3）避難所等での避難

避難所等までは、徒歩により移動する。自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

小値賀町は、避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努め

る。

避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認する。

【留意事項】

・島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

(4) 港における対応

港においては、避難連絡所を設置して、職員が、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問合せへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて、乗船させるとともに、食料や飲料水を配給する。

(5) 避難先における対応

避難先の港湾においては、連絡所を設置し、県の支援により、〇〇市（町）の〇〇公民館、〇〇体育館までの運送手段の調整を行う。

1. 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、突発的な事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 離島については、県による船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における運送手段の確保や残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 町の対策本部は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、町対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に町の職員を（連絡員）として派遣

して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、)自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	町が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること(自主防災組織等には特殊標章の交付も)
- 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6. 学校や事業所における対応

- 学校や事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 町においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※ 「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

参考資料

離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方

(平成17年12月19日付閣副安危第498号、国政調第169号、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)、国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)

1. 趣旨

都道府県知事又は市町村長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は自ら指定した指定地方公共機関に対し、市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に対して、避難住民を誘導するため、避難住民の運送を求めることができるとされている。

他方、離島における住民の避難については、住民を離島外に避難させる場合には運送手段に大きな制約があることから、国として運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方を示すものである。

なお、この基本的考え方に定める市町村及び都道府県に関する事項については、離島の住民の人口、住民の避難のために確保できる離島内の車両等及び離島外への避難に用いる船舶等の輸送能力、離島外への避難に要する時間、当該離島の地域を管轄する市町村の数等の地域の実状を勘案し、市町村及び都道府県でこれと異なる運用とすることを妨げるものではない。

2. 運送の求めを行うに当たっての考え方等

(1) 平素からの備え

○基本的な考え方

- ・離島の住民を離島外に避難させる場合においては、運送手段に大きな制約があり、その確保が通常の住民の避難に比べ困難であることが多いと考えられることから、離島内の空港及び港湾までの避難住民の誘導については要避難地域を管轄する市町村が中心となつて行い、離島内の空港及び港湾から離島外の空港及び港湾を経由した避難先地域までの避難住民の誘導については都道府県が市町村を最大限支援することを基本とする。
- ・国、都道府県及び市町村は、防災に関する体制を最大限活用するとともに、それぞれが収集した情報等について、平素から共有し、避難住民の誘導が的確かつ迅速に実施できるよう備えるものとする。
- ・都道府県及び市町村は、離島の住民の人口、避難住民の運送を求める運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の事業所の離島内での有無、離島の地域を管轄する市町村の数等の地域の実情を勘案し、離島の住民の誘導に関するそれぞれの役割分担を離島毎にあらかじめ定めておくこととする。
- ・国、都道府県及び市町村は、相互間並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との間の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

○市町村の対応

- ・市町村は、昼夜間の別、通勤及び通学、観光客等の状況を勘案し、離島における住民及び滞在者の概数を平素から把握しておくものとする。
- ・市町村は、離島内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有するバス等の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・市町村は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握するとともに、都道府県の協力を得て、都道府県が保有する離島の住民の避難に活用が可能な車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。
- ・市町村は、離島において、離島外への避難の必要が生じた場合には、住民を離島内の港湾及び空港まで迅速に移動させる必要があるが、離島内においては公共交通機関が限られ、十分な輸送力を確保できないことも想定され

ることから、自ら保有する車両及びマイカーの利用を含め、的確かつ迅速な住民の避難ができるようそのあり方について検討し、都道府県警察その他の関係機関の意見を聴いて、あらかじめ定める避難実施要領のパターンに定めておくものとする。

- ・市町村は、都道府県と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・市町村は、防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送が特に必要があると認め、都道府県知事に対し、防衛庁及び海上保安庁に要請を行うよう求める際の手続について定めておくものとする。
- ・市町村は、特に市町村の出張機関のない有人離島においては、住民の避難等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な体制を整備するよう努めるものとする。
- ・市町村は、上記の事項を踏まえ、的確かつ迅速に住民の避難が行えるよう、避難経路、避難方法等について、あらかじめ検討し、避難実施要領のパターンに定めておくものとする。
- ・市町村は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ協議しておくものとする。

○都道府県の対応

- ・都道府県は、市町村と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・都道府県は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。
- ・都道府県は、地理的条件等により他の都道府県へ離島の住民を避難させるため他の都道府県に応援を求める蓋然性が高い離島に関しては、避難住民の運送手段の確保、避難住民の受入れ体制の整備等について、他の都道府県とあらかじめ協議し、定めておくものとする。
- ・都道府県は、当該都道府県の区域内の離島の住民の避難に関して、市町村への支援、他の都道府県への応援の求め等について、定めておくものとする。
- ・都道府県は、防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送を要請する場合に備え、当該運送を要請する際の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・都道府県は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ、協議しておくものとする。

○国の対応

- ・国土交通省は、運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握しておくとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・国土交通省は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握するに当たっては、必要に応じ、自ら収集した指定公共機関の輸送力などの情報を提供するなどの支援を行うものとする。
- ・内閣官房及び国土交通省は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関と協定の締結等を行うに当たっては、必要に応じ、連絡調整などの支援を行うものとする。

(2) 武力攻撃事態等における対応

○基本的な考え方

- ・市町村及び都道府県が、避難住民の運送のために取りうる手段としては、次の方法が考えられる。
 - ①運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して避難住民の運送を求めること。
 - ②自らが保有する車両及び船舶を利用して避難住民を運送すること。

③防衛庁及び海上保安庁に対して、その保有する航空機及び船舶による避難住民の運送の要請を行うこと。

・検討を行うに当たっての考慮事項としては次のものが考えられる。

①避難住民の人数、運送手段の種類及び特性、運送手段を利用するために要する時間等を総合的に勘案して、どの手段が的確かつ迅速に避難住民を運送できるか等の観点から、最も適当と判断されるものを選択すること。

②防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送については、防衛庁及び海上保安庁それぞれの任務・特性や避難住民の運送に係る具体的な必要性を踏まえて検討すること。

○市町村の対応

- ・市町村長は、都道府県知事の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法、都道府県国民保護対策本部からの情報等を踏まえ、運送手段を効率的に活用できるよう離島内の地域を分割するなどして、避難の時期、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に、都道府県警察その他の関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を定めるものとする。
- ・市町村長は、国民保護法第18条第1項の規定に基づき、避難住民の誘導を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、応援を求めることができるとされていることから、あらかじめ定めた市町村と都道府県の役割分担に基づき、必要な応援を都道府県知事に求めるものとする。
- ・市町村長は、国民保護法第16条第5項の規定に基づき、海上保安庁による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、同法第11条第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- ・市町村長は、国民保護法第20条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、同法第15条第1項の規定による要請を行うよう求めることができる。

○都道府県の対応

- ・都道府県知事は、当該都道府県内の離島に関する避難措置の指示が見込まれる場合には、航空機及び船舶を使用する避難住民の運送の求めを行うことに備えて、避難の経路の安全に関する情報について国の武力攻撃事態等対策本部から情報収集し、市町村長に連絡するものとする。
- ・避難措置の指示を受けた都道府県知事は、避難すべき離島の住民の数、想定される避難方法、現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み等について、必要に応じ、国の武力攻撃事態等対策本部に連絡するものとする。
- ・避難措置の指示を受けた都道府県知事は、離島の住民に対し避難の指示をするに当たり、市町村国民保護対策本部等と、また、必要に応じ国の武力攻撃事態等対策本部と連絡調整を行うとともに、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と可能な限り調整を行い、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他の避難の方法を示すこととする。
- ・都道府県知事は、国民保護法第11条第4項の規定に基づき、海上保安庁による避難住民の運送が必要であると認めるときは、海上保安庁長官又は管区海上保安本部長に対し、当該運送の要請をすることができる。
- ・都道府県知事は、国民保護法第15条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が必要であると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請することができる。
- ・都道府県は、離島の住民の避難を実施するに当たり、要避難地域及び避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下同じ。）を管轄する市町村並びに避難先地域を管轄する都道府県（都道府県の区域を越えて避難を実施する場合に限る。）と連絡調整を行うものとする。
- ・都道府県は、離島の住民に対し避難の指示を行った場合には、職員の派遣等市町村を支援するものとする。
- ・都道府県は、離島外の空港又は港湾から避難先地域までの運送手段について確保を図るものとする。

○国の対応

- ・国土交通省は、都道府県知事から要請があった場合及び必要と認める場合において、避難住民の運送が的確かつ迅速に行えるよう、運送事業者である指定公共機関と必要な連絡調整を行うものとする。
- ・国土交通省は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関の行う避難住民の運送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許認可の手續の簡素化・迅速化等の法令の弾力的な運

用を図るものとする。

- ・防衛庁及び海上保安庁は、自ら保有する航空機及び船舶により避難住民の運送を実施する場合は、関係地方公共団体や関係省庁と密接に調整・連携を行うものとする。

(3) 離着陸及び入出港に関する留意事項

- ・離着陸及び入出港の許可などの諸手続きについては、基本的には避難住民を運送する運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が行う。ただし、当該指定公共機関又は指定地方公共機関のみで対応が困難な場合には、地方公共団体又は国土交通省が支援を行うものとする。

(4) 受入れ港湾、空港等に関する留意事項

- ・国土交通省は、地方公共団体からの要請があった場合には、状況に応じて適切と考えられる空港に避難住民の運送を行っている航空機が着陸できるよう調整するものとする。
- ・国土交通省は、地方公共団体からの要請により、避難住民を運送する運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、国土交通省又は当該地方公共団体以外の者が管理する空港施設又は港湾施設を利用する場合には、その管理者に対して可能な限りの便宜を図るよう要請するものとする。
- ・要避難地域を管轄する都道府県知事は、他の都道府県に避難住民の誘導を行う際は、受入先の空港又は港湾からの避難先地域への避難住民の誘導が円滑に行えるように、運送手段の確保などあらかじめ当該都道府県知事に協力を要請しておくものとする。

3. 運送の安全確保などの留意事項等

- ・市町村長又は都道府県知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民の運送を求め、又は指示しようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全確保に十分に配慮するものとする。

4. 緊急対処事態における基本的考え方

- ・緊急対処事態における離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方については、1. から3. までの定めに従うものとする。

弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置の実施について

平成19年5月11日付消防国第14号 消防庁国民保護室長通知

弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）等を踏まえ、以下を標準として実施する。

第1 弾道ミサイル発射前の措置

1 国民に対する情報の提供

弾道ミサイルの発射が差し迫っており、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあると認められるときは、内閣官房長官による記者会見等により、状況に応じ、混乱の回避に配慮しつつ、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

2 警報の発令等

- (1) 弾道ミサイル発射前において、武力攻撃事態であること等の認定（以下「事態認定」という。）が行われたときは、国の対策本部長（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第10条第1項に規定する武力攻撃事態等対策本部又は同法第26条第1項に規定する緊急対処事態対策本部（以下「国の対策本部」と総称する。）の長をいう。以下同じ。）は、次の内容の警報を発令する。

ア 我が国に飛来するおそれがある弾道ミサイルの発射が差し迫っていること。

イ 弾道ミサイルが発射されたときはその都度警報を発令するので、テレビ、ラジオ、サイレン等により情報の入手に努めるとともに、弾道ミサイルが発射されたとの警報が伝達されたときは、まず、近傍の堅牢な施設や地下施設などの屋内に避難すべきこと。

ウ 弾道ミサイルが発射されたとの警報の内容が伝達される場面に応じて、次のような対応をとるべきこと。

(ア) 屋外にあって車両内に在る者は、安全な方法（急ブレーキを踏み、できる限り道路外の場所に車両を止めること。また、やむを得ず車両を道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の妨げとならないように止めること。）により車両を止めるべきこと。

(イ) 勤務先、学校等の出先に在る者については、別途指示があるまで、出先の屋内に留まるべきこと。

(ウ) 大規模集客施設等多数の者が利用する施設においては、混乱が生ずることのないよう、落ち着いた行動をとるべきこと。

- (2) 警報の内容の伝達は、基本的に、国の対策本部から中央防災無線等により指定行政機関（事態対処法第2条第4号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。）へ行い、消防庁から都道府県知事、都道府県知事から市町村長へ防災無線等により行う。また、警報の内容については、総務省又は都道府県知事から放送事業者である指定公共機関（事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）に直ちに通知し、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに

(補足説明)

第1 弾道ミサイル発射前の措置

1 弾道ミサイル発射前の措置

弾道ミサイルの発射が差し迫っており、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあると認められるときは、内閣官房長官による記者会見等により、状況に応じ、混乱の回避に配慮しつつ、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努めることとされている。当該情報については、必要に応じて、消防庁から速やかに各都道府県あて伝達される。

2 警報の発令等

弾道ミサイル発射前において、事態認定が行われたときは、国の対策本部長が警報を発令し、警報の内容の伝達は、基本的に、国の対策本部から中央防災無線等により指定行政機関へ行い、消防庁から都道府県知事、都道府県知事から市町村長へ防災無線等により行うこととされている。

ここでいう「防災無線等」とは、消防防災無線、都道府県防災行政無線等の情報通信ネットワークのことを指す。

警報の内容については、都道府県知事から放送事業者である指定地方公共機関に直ちに通知し、放送事業者である指定地方公共機関は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送することとされている。

その内容を放送する。

(3) 市町村長は、警報の内容を住民等に伝達する。

(4) 都道府県警察は、市町村と協力し、警報の内容の住民への伝達に努める。

(5) 国土交通省にあつては航空機内に在る者に対し、海上保安庁にあつては船舶内に在る者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。

第2 弾道ミサイル発射に伴う措置

1 警報の発令等

(1) 我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、国の対策本部長は、次の内容の警報を発令する。

ア 我が国に向けて飛来する弾道ミサイルが発射されたこと。

イ 弾道ミサイルの着弾が予測される地域及び時刻

ウ 屋内に避難するとともに、テレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるべきこと。

(2) 国の対策本部は、警報の内容を指定行政機関に通知する。

(3) 消防庁は都道府県知事に、都道府県知事は市町村長に警報の内容を通知し、市町村長は住民等に警報の内容を伝達する。

(4) 市町村長による住民への警報の内容の伝達に際しては、弾道ミサイルの着弾が予測される地域に当該市町村が含まれる場合には、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らしめる。

(5) 都道府県警察は、市町村と協力し、警報の内容の住民への伝達に努める。

(6) 国土交通省にあつては航空機内に在る者に対し、海上保安庁にあつては船舶内に在る者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。

(7) 総務省又は都道府県知事は直ちに警報の内容を放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に通知する。

(8) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送する。

(9) 弾道ミサイルを破壊するための措置をとった場合には、国の対策本部及び防衛省は、相互に調整を行いつつ、速やかに弾道ミサイル破壊の状況を公表する。

2 国民に対する情報の提供

事態認定が行われていない場合において、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、上記（（8）を除く。）に準じて、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

※ 上記1及び2に該当しない場合であっても、我が国の周辺で弾道ミサイルが発射される事案が発生し、当該事案の発生が国民の不安を招き、今後の我が国の安全保障という観点からも重大な懸念を生じさせる場合については、記者発表や消防庁からの地方公共団体への連絡等により、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

第3 弾道ミサイルの着弾以降の措置

1 着弾した弾道ミサイルに係る措置

(1) 着弾地点の確認

ア 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、速やかに

市町村長は、警報の内容を住民等に伝達することとされている。

第2 弾道ミサイル発射に伴う措置

1 警報の発令等

□ 我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、国の対策本部長は警報を発令し、警報の内容を指定行政機関に通知する。これを受けて、消防庁は都道府県知事に、都道府県知事は市町村長に警報の内容を通知し、市町村長は住民等に警報の内容を伝達することとされている。

□ 市町村長による住民への警報の内容の伝達に際しては、弾道ミサイルの着弾が予測される地域に当該市町村が含まれる場合には、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らしめることとされている。

□ 都道府県知事は直ちに警報の内容を放送事業者である指定地方公共機関に通知することとされている。

□ 放送事業者である指定地方公共機関は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送することとされている。

□ 弾道ミサイルを破壊するための措置をとった場合には、国の対策本部及び防衛省は、相互に調整を行いつつ、速やかに弾道ミサイル破壊の状況を公表することとされている。

当該情報については、必要に応じて、消防庁から速やかに各都道府県あて伝達される。

2 国民に対する情報の提供

□ 事態認定が行われていない場合において、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、上記に準じて、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努めることとされている（ただし、事態認定が行われていない場合においては、放送事業者である指定地方公共機関に、警報の内容を放送する義務はない。）。

□ 我が国の周辺で弾道ミサイルが発射される事案が発生し、当該事案の発生が国民の不安を招き、今後の我が国の安全保障という観点からも重大な懸念を生じさせる場合については、記者発表や消防庁からの地方公共団体への連絡等により、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努めることとされている。

※ なお、今般の通知において全国瞬時警報システム（J-ALERT）に関する記述がないが、今後、J-ALERTによる送信の対象に弾道ミサイル発射情報が加わった場合には、内閣官房通知（別添1）に加筆されることになる。

第3 弾道ミサイル着弾以降の措置

1 着弾した弾道ミサイルに係る措置

□ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、速やかに航空機等により、弾道ミサイルの着弾地点及びその周辺の状況に

航空機等により、弾道ミサイルの着弾地点及びその周辺の状況について、目視、撮影等による情報収集を行う。ただし、弾道ミサイルがNBC弾頭を有する可能性が否定できないことから、航空機を活用して空中から確認する等安全性を確認しながら作業を行う。

イ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、相互に協力して具体的な着弾地点の確認を行い、警察庁、海上保安庁、消防庁及び防衛省は、着弾地点について報告を受けたときは、速やかに国の対策本部と連絡する。

ウ 着弾地点の確認に当たっては、次に掲げる事項の把握に努める。

(ア) おおむねの被害発生状況とその範囲

(イ) 火災の発生等による被害拡大のおそれの有無

(ウ) 放射線物質、生物剤又は化学剤等の飛散の兆候の有無

エ 着弾地点を確認した都道府県警察及び消防機関は、着弾地点を管轄する地方公共団体と密接に連携する。

オ 着弾地点の確認に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 都市部に着弾した場合

都市部においては、人口及び建築物が集中し、ライフライン、交通機関等が高密度に整備されている。このため、弾道ミサイルが都市部に着弾した場合、被害は不特定多数の人々及び建築物に及ぶため、着弾地点の確認に当たっては、航空機、車両等の活用や都道府県警察、消防機関及び自衛隊による相互の情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に実施するものとする。

(イ) 山間部に着弾した場合

山間部においては、地形等が複雑かつ急峻であり、また、季節によって過酷な自然環境におかれることも想定される。このため、都道府県警察、消防機関及び自衛隊は、緊密な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、着弾地点の確認を実施する。

(ウ) 島嶼部に着弾した場合

島嶼部においては、都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊が、緊密な連携の下、回転翼航空機等を活用して着弾地点の確認を実施する。都道府県警察及び消防機関の人員等の増派に当たっては、必要に応じ、自衛隊又は海上保安庁による支援を実施する。その際、島嶼部においては、本島（本土）と海により隔てられており、アクセスが海路及び空路に限定されているため、艦船及び航空機を有効に活用する。

(2) 着弾した弾道ミサイルの危険性の調査及び判定

ア 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の危険物質等の有無について、可能な範囲で調査を行う。

イ 警察庁、消防庁及び防衛省は、専門的知見を有する職員等を派遣する。

ウ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊による調査の結果等から、放射性物質、化学剤又は生物剤等の存在の疑いがあり、特に専門的知見を有する者による調査・判定及び無害化措置等について助言等を必要とする場合は、国の対策本部は、文部科学省又は厚生労働省に対して、専門的知見を有する職員等の支援を求める。

エ 派遣された文部科学省又は厚生労働省の専門的知見を有する職員等は、現地の警察庁、消防庁及び防衛省の専門的知見を有する職員等並びに都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊と連携し、調査・判定及び無害化措置等について必要な支援を行う。

オ 専門的知見を有する職員等及び必要な資機材等の緊急輸送の要請を受けた警察庁、海上保安庁及び防衛省は、可能な範囲で迅速な輸送に協力する。

ついて、目視、撮影等による情報収集を行うこととされている。ただし、弾道ミサイルがNBC弾頭を有する可能性が否定できないことから、航空機を活用して空中から確認する等安全性を確認しながら作業を行うこととされている。

□ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、相互に協力して具体的な着弾地点の確認を行うこととされている。

着弾地点の確認を行った消防機関は、消防庁に対し、速やかに着弾地点について報告する。

□ 着弾地点の確認に当たって把握に努める事項

(ア) おおむねの被害発生状況とその範囲

(イ) 火災の発生等による被害拡大のおそれの有無

(ウ) 放射性物質、生物剤又は化学剤等の飛散の兆候の有無

□ 着弾地点の確認に当たっての留意事項

(ア) 都市部に着弾した場合

航空機、車両等の活用や都道府県警察、消防機関及び自衛隊による相互の情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に着弾地点の確認を実施する。

(イ) 山間部に着弾した場合

都道府県警察、消防機関及び自衛隊は、緊密な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、着弾地点の確認を実施する。

(ウ) 島嶼部に着弾した場合

都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊が、緊密な連携の下、回転翼航空機等を活用して着弾地点の確認を実施する。都道府県警察及び消防機関の人員等の増派に当たっては、必要に応じ、自衛隊又は海上保安庁による支援を実施する。その際、艦船及び航空機を有効に活用する。

□ 着弾地点を確認した都道府県警察及び消防機関は、着弾地点を管轄する地方公共団体と密接に連携することとされている。

連携の内容としては、現地への職員派遣や必要な資機材の配備、周辺住民の避難、警戒区域の設定に係る情報連絡体制の構築等が考えられる。

□ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の危険物質等の有無について、可能な範囲で調査を行うこととされている。

□ 警察庁、消防庁及び防衛省は、専門的知見を有する職員等を派遣し、必要な場合には文部科学省又は厚生労働省の専門的知見を有する職員等が派遣されることとされており、都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、当該職員等と連携することとされている。

(3) 着弾した弾道ミサイルの回収、保管等 自衛隊は、都道府県警察、海上保安庁、文部科学省及び厚生労働省の協力の下、必要に応じて着弾した弾道ミサイルの回収、保管、調査、分析等を行う。 (4) 着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等の公表 国の対策本部は、着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等について速やかに公表する。 (5) 関係機関の連携 都道府県警察、海上保安庁、消防機関、自衛隊等の関係機関は相互に連携するとともに、地方公共団体等と密接な協力を行い、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の安全性の確認等を効果的に行う。 2 住民の避難に関する措置 (1) 国の対策本部は、国民保護法及び基本指針で定めるところにより、弾道ミサイルの着弾後、事態の推移、被害の状況等に応じ、関係する都道府県知事に対し、他の安全な地域への住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示する。 ア 核弾頭の場合は、爆発地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難するよう指示し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。 イ 生物剤又は化学剤を使った弾頭の場合は、弾道ミサイルが着弾した場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内などの安全な場所に避難するよう指示する。 (2) 国の対策本部は、警報又は避難措置の指示の必要がなくなったと認めるときは、当該警報又は避難措置の指示を解除する。 3 避難住民等の救援に関する措置 国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となって万全の措置を講ずる。 4 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置 国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となって万全の措置を講ずる。 (1) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等 消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等にあたる。その際、 ア 消防機関は、消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に実施する。 大規模な被害の場合、消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。 イ 都道府県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、救助活動を行う。大規模な被害の場合、警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。 ウ 海上保安庁は、海上における武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に係る消火活動及び救助・救急活動を行い、必要な場合、陸上において被災市町村の消火活動及び救助・救急活動を支援する。 エ 自衛隊は、救急患者、医師その他必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 (2) 警戒区域の設定 ア 市町村長又は都道府県知事は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、国民保護法第114条の規定に基づき、ミサイルの着弾地点の周辺地域等に警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。 イ 市町村長又は都道府県知事による措置（消防機関による措置を含む。）を待っていないと認めるとき又はこれらの者か	国の対策本部は、着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等について速やかに公表することとされている。 当該情報については、必要に応じて、消防庁から速やかに各都道府県あて伝達される。 都道府県警察、海上保安庁、消防機関、自衛隊等の関係機関は相互に連携するとともに、地方公共団体等と密接な協力を行い、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の安全性の確認等を効果的に行うこととされている。 2 住民の避難に関する措置 国の対策本部は、国民保護法及び基本指針で定めるところにより、弾道ミサイルの着弾後、事態の推移、被害の状況等に応じ、関係する都道府県知事に対し、他の安全な地域への住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされている。 当該避難措置の指示については、消防庁から速やかに各都道府県あて通知される。 国の対策本部は、警報又は避難措置の指示の必要がなくなったと認めるときは、当該警報又は避難措置の指示を解除することとされている。 当該警報又は避難措置の指示の解除については、消防庁から速やかに各都道府県あて通知される。 3 避難住民等の救援に関する措置 国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となって万全の措置を講ずることとされている。 4 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置 消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、消火、負傷者の搬送被災者の救助等にあたることとされている。その際、消防機関は、消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に実施し、大規模な被害の場合、消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施することとされている。 市町村長又は都道府県知事は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、国民保護法第114条の規定に基づき、ミサイルの着弾地点の周辺地域等に警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることとされている。 なお、当該市町村の職員である消防吏員も、他の市町村の職員と同様、市町村長の委任を受けて、同条に基づく警戒区域の設
--	--

ら要請があったときは警察官又は海上保安官が、市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者がその場にいなくときは自衛隊の部隊等の自衛官が警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(3) NBC攻撃による災害への対処

ア NBC弾頭を搭載した弾道ミサイルが着弾した場合は、放射性物質等による汚染が生ずることとなるため、国民保護法第107条の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、放射性物質等の汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせる。

イ NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため、指定行政機関の長や都道府県知事、都道府県警察本部長等は、国民保護法第108条の規定に基づき、汚染された物件の移動の禁止、汚染された建物への立入禁止、汚染された場所の交通の遮断等の措置を講ずる。

ウ 生物兵器の使用により感染症が発生した場合は、国民保護法第121条の規定に基づき、感染症法の規定を適用し、感染症患者の入院措置、移送、就業制限等の措置を講ずる。

(4) 被災情報の収集等

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、被災情報の収集に努める。収集し、又は報告を受けた被災情報については、

ア 市町村長又は指定地方公共機関にあっては都道府県知事に、

イ 都道府県知事にあっては総務大臣に、

ウ 指定地方行政機関の長及び指定公共機関にあってはそれぞれ管轄又は所管する指定行政機関の長に、

エ 総務大臣又は指定行政機関の長にあっては国の対策本部長に速やかに報告する。

5 国民生活の安定に関する措置

国、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が一体となり、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況に応じて、各機関が定める国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画により、ライフライン施設等の機能を確保し、電気・ガス・水等の安定的供給に万全を期する。

6 迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害への対処

迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害については、上記1から5までに準じて対処する。

7 国の現地対策本部の設置及び都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定

(1) 上記1から6までの措置の的確かつ迅速な実施等のため、必要に応じて、国の現地対策本部を設置する。

(2) 弾道ミサイル着弾後の事態の推移、被害の状況等に応じて、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体を指定する。

8 事態認定が行われていない場合においても、現場の消防吏員や警察官等は、消防法（昭和23年法律第186号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の関係法令等に基づき、所要の措置を実施する。

以上

定が可能（地方自治法第153条第1項）。

□ NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため、都道府県知事は、国民保護法第108条の規定に基づき、汚染された物件の移動の禁止、汚染された建物への立入禁止、汚染された場所の交通の遮断等の措置を講ずることとされている。

□ 生物兵器の使用により感染症が発生した場合は、国民保護法第121条の規定に基づき、感染症法の規定を適用し、感染症患者の入院措置、移送、就業制限等の措置を講ずることとされている。

これらの措置は、原則として、都道府県知事が講ずる（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）。

□ 地方公共団体及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、被災情報の収集に努めることとされている。収集し、又は報告を受けた被災情報については、市町村長又は指定地方公共機関にあっては都道府県知事に、都道府県知事にあっては総務大臣に、速やかに報告することとされている。

5 国民生活の安定に関する措置

□ 国、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が一体となり、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況に応じて、各機関が定める国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画により、ライフライン施設等の機能を確保し、電気・ガス・水等の安定的供給に万全を期することとされている。

6 迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害への対処

□ 迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害については、上記1から5までに準じて対処することとされている。

7 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定

□ 弾道ミサイル着弾後の事態の推移、被害の状況等に応じて、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体を指定することとされている。

8 事態認定が行われていない場合

□ 事態認定が行われていない場合においても、現場の消防吏員や警察官等は、消防法（昭和23年法律第186号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の関係法令等に基づき、所要の措置を実施することとされている。

（別添3）

消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

<弾道ミサイル攻撃関係部分 抜粋>

（平成18年1月31日付け、消防消第7号、消防災第43号、消防重第2号、消防庁消防・救急課長、消防庁防災課長、消防庁国民保護重用室長通知）

□ 弾道ミサイル攻撃（NBC攻撃を含む）の特徴と消防機関の活動弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか。）

	を着弾前に特定することが困難であり、それに応じて、被害の様相が大きく異なるため、着弾後は、速やかに弾頭の種類に関する情報の入手に努めるとともに、活動に使用する装備、資機材等を適切に選択し、消防活動に当たる必要があります。 消防機関は、安全が確保された地域において、消火、要救助者の救出及び救急搬送、避難住民の誘導、災害に関する情報の収集及び提供、消防警戒区域の設定などを行うことが想定されます。また、その活動要領は、通常弾頭の場合は、爆発災害に対応する要領、NBC弾頭の場合は、NBC災害に対応する要領で行うこととなります。 □ 弾道ミサイル攻撃の場合（NBC攻撃を含む）における消防機関の安全の確保現場における消防吏員及び消防団員の二次災害を防止するため、弾種が不明するまでの間は、常に危険の高いNBC弾頭の可能性を念頭に置いた消防活動を行うことが必要であり、以下の点に留意して活動を行うことが重要と考えられます。 ○ 出動時は、風上側からの接近、異臭の有無、人・動物の身体等への異常の有無など周囲の環境から安全の確認を行う。 ○ 弾頭の種類が不明な場合は、NBC災害対応部隊がNBC災害対応用の装備及び資機材を用いて活動を行う。（現場検知、呼吸保護器具、防護服の着用等） ○ 保有する装備、資機材等では対応不能な場合は、対応可能な装備を有する他機関等へ情報提供するとともに、市町村長を通じ、緊急消防援助隊等の応援出動の要請を行う。 ○ NBC対応装備・資機材を保有していない部隊は、安全が確認できた地域において、消防警戒区域の設定、避難住民の誘導、情報収集、消火、救急搬送などの活動を行う。 ○ 現地調整所において、警察等と情報を共有するとともに、消火、救助、救急、原因物質の撤去、汚染者の除染等の活動が安全に実施されるよう調整する。 ○ 建物等の破壊状況を確認するなど二次災害の発生に注意する。
--	--

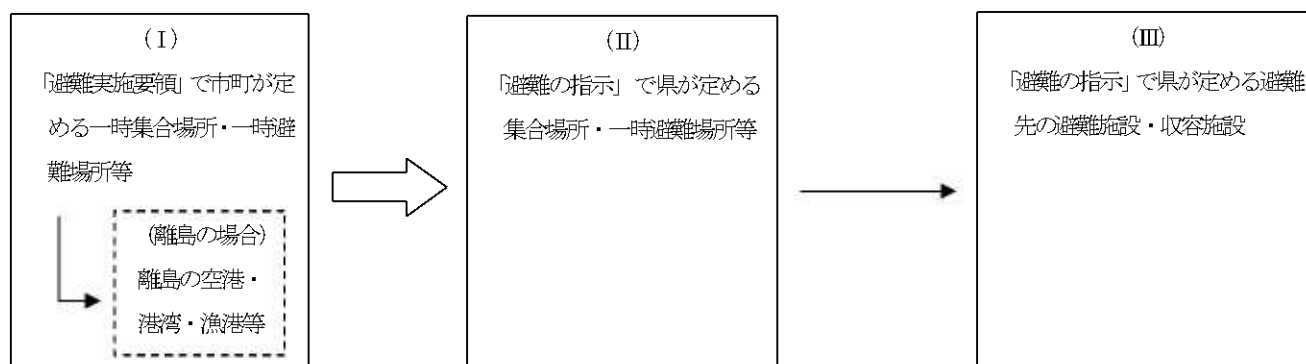
指定地方公共機関の連絡先

名称	平常時電話番号／FAX	緊急時電話番号／FAX
社団法人 長崎県医師会	095-844-1111 (F)095-844-1110	095-844-1111 (F)095-844-1110
社団法人 長崎県歯科医師会	095-848-5311 (F)095-846-0175	095-848-5311 (F)095-846-0175
社団法人 長崎県看護協会	0957-49-8050 (F)0957-49-8056	0957-49-8050 (F)0957-49-8056
長崎県道路公社	095-823-2600 (F)095-827-3463	095-823-2600 (F)095-827-3463
九州ガス株式会社	0957-22-3322 (F)0957-24-3305	0957-22-3320 (F)0957-23-8548
社団法人 長崎県LPガス協会	095-824-3770 (F)095-824-3771	095-824-3770 (F)095-824-3771
社団法人 長崎県バス協会	095-822-9018 (F)095-826-6411	095-822-9018 (F)095-826-6411
社団法人 長崎県トラック協会	095-838-2281 (F)095-839-8508	095-838-2281 (F)095-839-8508
オリエンタルエアブリッジ株式会社	0957-53-6692 (F)0957-53-6592	0957-53-6692 (F)0957-53-6592
島原鉄道株式会社	0957-62-2231 (F)0957-63-5712	0957-62-2231 (F)0957-63-5712

名称	平常時電話番号／FAX	緊急時電話番号／FAX
松浦鉄道株式会社	0956-25-3900 (F)0956-22-8572	0956-25-3900 (F)0956-22-8572
九州商船株式会社	095-822-9156 (F)095-824-3128	095-822-9156 (F)095-824-3128
九州郵船株式会社	092-281-0831 (F)092-281-0844	092-281-0057 (F)092-281-0444
野母商船株式会社	095-822-0122 (F)095-822-9625	095-822-0122 (F)095-822-9625
長崎汽船株式会社	095-822-0122 (F)095-822-9625	095-822-0122 (F)095-822-9625
津吉商船株式会社	095-822-0122 (F)095-822-9625	095-822-0122 (F)095-822-9625
美咲海送有限会社	0956-42-5607 (F)0950-53-3352 0950-53-0218 (F)0956-42-5617	0956-42-5607 (F)0950-53-3352 0950-53-0218 (F)0956-42-5617
西海沿岸商船株式会社	0956-24-1004 (F)0956-24-1005	0956-24-1004 (F)0956-24-1005 夜間 0956-22-5690
崎戸商船株式会社	0956-25-6118 (F)0956-24-1005	0956-25-6118 夜間 (F)0956-24-1005 0956-32-8788(木原自宅)
株式会社五島産業汽船	095-820-0248 (F)095-820-9301	095-820-0248 (F)095-820-9301
五島旅客船株式会社	095-825-1631 (F)095-825-2537	095-825-1631 (F)095-825-2537
有限会社 木口汽船	0959-73-0003 (F)0959-73-0003	0959-73-0003 (F)0959-73-0003
有限会社 黄島海運	0959-73-6922 (F)0959-72-8068	0959-73-6922 (F)0959-72-8068
有限会社 桑原海運	0959-72-6948 (F)0959-72-6937	0959-72-6948 (F)0959-72-6937
嵯峨島旅客船有限会社	0959-84-4056 (F)0959-84-4056 自宅 0959-84-4158	0959-84-4056 (F)0959-84-4056 自宅 0959-84-4158
株式会社 江崎海陸運送	0959-22-0099 (F)0959-22-2941	0959-22-0099 (F)0959-22-2941
瀬川汽船株式会社	0959-32-1770 (F)0959-32-0678	0959-32-1770 (F)0959-32-0678
黒島旅客船有限会社	0956-56-2516 (F)0956-56-2083	0956-56-2516 (F)0956-56-2083
安田産業汽船株式会社	095-826-0188 (F)095-824-2182	095-826-0188 (F)095-824-2182
竹山運輸有限会社	0950-25-2011 (F)0950-25-2011	0950-25-2011 (F)0950-25-2011 (緊)090-4519-7174
鷹島汽船有限会社	0955-48-2327 (F)0955-48-2111	0955-48-2327 (F)0955-48-2111
松尾フェリー有限会社	0955-54-0111 (F)0955-54-2855	0955-54-0111 (F)0955-54-2855
有限会社 金子廻漕店	0955-28-3035 (F)0955-28-3049	0955-28-3035 (F)0955-28-3049
九商フェリー株式会社	0957-65-0456 (F)0957-62-4415	0957-65-0456 (F)0957-62-4415
熊本フェリー株式会社	096-311-4330 (F)096-311-4456	096-311-4330 (F)096-311-4456

名称	平常時電話番号／FAX	緊急時電話番号／FAX
有限会社湯島商船	0964-56-4060 (F)0964-56-4060	0964-56-4060 (F)0964-56-4060
長崎放送株式会社	095-820-1041 (F)095-821-6599	095-823-1553 (F)095-821-6751
株式会社 テレビ長崎	095-827-8187 (F)095-820-1553	095-827-8187 (F)095-820-1553
長崎文化放送株式会社	095-843-7004 (F)095-843-6756	095-843-7004 (F)095-843-6756 (深夜)095-843-7000
株式会社 長崎国際テレビ	095-820-3425 (F)095-827-2225	095-820-3425 (F)095-827-2225
株式会社 エフエム長崎	095-828-2020 (F)095-826-6105	095-828-2020 (F)095-826-6105

○避難住民の運送における公共交通機関の確保について



●(I)－(II)間の公共交通機関…原則として市(町)が確保する。

※ＪＲ九州等の指定公共機関の交通機関を利用する場合は県が確保する。

※指定地方公共機関の交通機関を利用する場合で、総合調整が必要な場合は県が確保する。

●(II)－(III)間の公共交通機関…原則として県が確保する。

※指定地方公共機関の輸送手段を利用する場合で、県の総合調整を要せず、かつ、市(町)の区域を越えない住民避難については、同一の交通機関を利用することも想定されるため、状況により市(町)が確保する。

(参考)市町長の「退避の指示」による公共交通機関の確保…原則として市(町)が確保する。

重要

バスを手配する場合の留意事項

国民保護法第71条第1項に基づいて、市町が避難住民の運送のため、バスの手配を行う場合は、長崎県の指定地方公共機関である「社団法人 長崎県バス協会」へ行うことになるので留意すること。

※バス協会会員および非会員へ直接運送を求める場合は、一般の運送事業者としての業務を実施することになる。

(避難住民の運送の求め)

第七十一条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関（都道府県知事にあつては当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及び第七十九条第一項において同じ。）に対し、避難住民の運送を求めることができる。

- 2 前項の指定公共機関及び指定地方公共機関は、同項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(避難住民の運送に係る総合調整のための通知)

第七十二条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(参考)

社団法人 長崎県バス協会の会員事業者

	会員事業者名	本社および県内の主な営業所等
1	長崎自動車株式会社	本社（長崎市）、茂里町営業所（長崎市）、桜の里営業所（長崎市）、松ヶ枝営業所（長崎市）、大橋営業所（長崎市）、神の島営業所（長崎市）、稲佐橋営業所（長崎市）、時津営業所（時津町）
2	長崎県交通局	本局（長崎市）、長崎営業所（長崎市）、矢上営業所（長崎市）、長与営業所（長与町）、諫早営業所（諫早市）、大村営業所（大村市）、小浜営業所（雲仙市）
3	西肥自動車株式会社	本社（佐世保市）、大野営業所（佐世保市）、東部営業所（佐世保市）、平戸営業所（平戸市）、長崎営業所（長崎市）、五島営業所（新上五島町）
4	佐世保市交通局	本局（佐世保市）、矢峰営業所（佐世保市）、駅前営業所（佐世保市）、黒髪営業所（佐世保市）
5	島原鉄道株式会社	本社（島原市）、島原営業所（島原市）、諫早営業所（諫早市）
6	対馬交通株式会社	本社（対馬市）、厳原営業所（対馬市）、豊玉営業所（対馬市）、上県営業所（対馬市）
7	五島自動車株式会社	本社（五島市）
8	壱岐交通株式会社	本社（壱岐市）
9	生月自動車有限会社	本社（平戸市）
10	有限会社富川運送	本社（長崎市）
11	鷹島町	バス営業所（松浦市）
12	丸濱産業有限会社	本社（五島市）
13	長崎遊覧バス株式会社	本社（長崎市）
14	ラッキーバス株式会社	本社（長崎市）、長与営業所（長与町）
15	九州急行バス株式会社	本社（福岡市）、長崎支社（長崎市）
16	雲仙観光株式会社	本社（雲仙市）
17	株式会社ヒューマングループ	本社（佐世保市）
18	有限会社前田タクシー	本社（雲仙市）
19	有限会社原城交通	本社（南島原市）
20	有限会社東彼観光	本社（川棚町）
21	宇久観光バス株式会社	本社（佐世保市）
22	有限会社松浦観光バス	本社（松浦市）
23	文化バス・タクシー株式会社	本社（壱岐市）
24	小値賀交通株式会社	本社（小値賀町）

	会員事業者名	本社および県内の主な営業所等
25	有限会社林田観光バス	本社（島原市）
26	有限会社玄海交通	本社（壱岐市）
27	大川陸運株式会社	本社（平戸市）
28	日光タクシー株式会社	本社（長崎市）
29	株式会社アグリ福祉社	本社（佐世保市）
30	本多観光バス株式会社	本社（島原市）
31	島鉄タクシー株式会社	本社（島原市）
32	有限会社アタゴ商事	本社（佐世保市）
33	有限会社 SOUDA	本社（平戸市）
34	長崎バス観光株式会社	本社（長崎市）
35	上五島観光交通有限会社	本社（新上五島町）
36	さいかい交通株式会社	本社（西海市）
37	株式会社村里運輸	本社（大村市）
38	株式会社メモリードモータース	本社（長崎市）、諫早（あおば交通）
39	有限会社長崎建運	本社（大村市）
40	ジェイアール九州バス株式会社	本社（福岡市）

① 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知

長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部第〇号
平成〇年〇月〇日〇時〇分

△△市（町）長 様

長崎県知事
（公印省略）

国民保護（緊急対処事態）対策本部を設置すべき
地方公共団体の指定について（通知）

標記のことについて、別添のとおり、国民保護（緊急対処事態）対策本部の
設置が指定されたので、ただちに国民保護（緊急対処事態）対策本部を設置す
るとともに、国民（緊急対処）保護措置に係る必要な措置を実施してください。

（担当）
長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部
（総務対策班）〇〇
電話 095-895-2144
FAX 095-821-9202

別添

消防第〇号
平成〇年〇月〇日

長崎県知事 殿
△△市（町）長 殿

総務大臣

国民保護（緊急対処事態）対策本部を設置すべき
地方公共団体の指定について（通知）

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第25
条第1項（第183条において準用する第25条第1項の規定に基づき、別添のとおり都道府
県国民保護（緊急対処事態）対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護（緊急対処事
態）対策本部を設置すべき市町村が閣議決定されましたので通知します。

なお、貴県から管内の当該市町村に本通知を送付するとともに送達簿部を実施し、結果を消
防庁国民保護（緊急対処事態）対策本部まで報告してください。加えて、他の市町村に対しても
この旨周知されるようお願いします。

（担当）
総務省消防庁国民保護（緊急対処事態）対策本部
（情報連絡班）〇〇
電話 03-××-×××
FAX 03-××-×××

別紙
取扱厳重注意

都道府県国民保護（緊急対処事態）対策本部を設置すべき都道府県及び
市町村国民保護（緊急対処事態）対策本部を設置すべき市町村の指定について

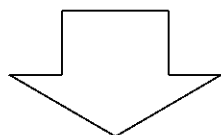
平成〇年〇月〇日
閣議決定

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
第25条第1項（第183条において準用する第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり、
都道府県国民保護（緊急対処事態）対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護（緊急
対処事態）対策本部を設置すべき市町村を指定する。

記

- 1 都道府県国民保護（緊急対処事態）対策本部を設置すべき都道府県
 - （1）長崎県
 - （2）〇〇県
- 2 市町村国民保護（緊急対処事態）対策本部を設置すべき市町村
 - （1）長崎県〇〇市、長崎県△△市、長崎県〇〇町
 - （2）〇〇県〇〇市

※文面はイメージである。



② 警報の発令の通知

長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部第〇号
平成〇年〇月〇日〇時〇分

△△市（町）長 様

長崎県知事
（公印省略）

武力攻撃（緊急対処）事態における警報の発令について（通知）

標記のことについて、別添のとおり、国民保護（緊急対処事態）対策本部から警報が発令されましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第46条（第183条において準用する第46条の規定に基づき通知します

つきましては、住民及び関係機関等へ速やかに伝達してください。

（担当）
長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部
（総務対策班）〇〇
電話 095-895-2144
FAX 095-821-8202

別添

消防第〇号
平成〇年〇月〇日

長崎県知事 殿

総務大臣

武力攻撃（緊急対処）事態における警報の発令について（通知）

標記のことについて、別添のとおり、国民保護（緊急対処事態）対策本部から警報が発令されましたので武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第45条第3項（第183条において準用する第45条第3項の規定に基づき通知します。

各県知事におかれましては、直ちに、警報の内容を管内の当該市町村の長、他の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関に通知するとともに、当該市町村へ送達確認した結果を「国分市国民保護（緊急対処事態）対策本部」まで報告してください。

なお、貴県内の他の市町村長に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

（担当）
総務省消防庁国民保護（緊急対処事態）対策本部
（情報集約班）〇〇
電話 03-×××-×××
FAX 03-×××-×××

別紙
緊急要請注意

国民保護（緊急対処事態）対策本部第〇号
平成〇年〇月〇日

国民保護（緊急対処事態）対策本部長
内閣総理大臣 〇〇

武力攻撃（緊急対処）事態における警報の発令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき下記のとおり警報を発令する。

記

I 警報の内容

（1）事態の現状及び予測

長崎県立〇〇（長崎県〇市〇町〇番）内で爆発が起こり、多数の負傷者が発生しました。化学物質が使用された模様です。

また、長崎県〇〇（長崎県〇郡〇町）において、ゲリラによる破壊活動が発生しています。（武装した集団が人質をとって立てこもっています。）

（2）攻撃が迫り、又は既に攻撃が発生したと認められる地域

爆発及びゲリラによる破壊活動（立てこもり）は、長崎県〇市で発生しました。

（3）周知事項

長崎県〇〇及び長崎県〇〇周辺にお近寄らないでください。

〇〇市及び周辺市町村での外出はなるべく控えてください。

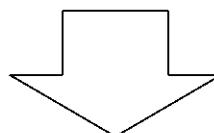
また、市町村などからの指示やテレビやラジオの放送に注意してください。

II 付記事項

警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲	[] ①全国 [] ②以下の地域 〇〇県、〇〇県
サイレンを使用する地域	[] ①全国 [] ②以下の地域 [] 使用しない

注 Iの（ ）内の文言については、警報として読み上げなくても結構です。

※文面はイメージである。



③ 避難の指示

長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部第〇号
平成〇年〇月〇日〇時〇分

△△市（町）長 様

長崎県知事
（公印省略）

武力攻撃（緊急対処）事態における避難の指示について（通知）

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき別紙のとおり避難を指示したので、住民及び関係機関等へ速やかに伝達するとともに、避難実施要領を早急に定め、避難住民の誘導を実施してください。

（担当）
長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部
（総務対策班）〇〇
電話 095-895-2144
FAX 095-821-9202

消防第〇号
平成〇年〇月〇日

長崎県知事 殿

総務大臣

武力攻撃（緊急対処）事態における避難措置の指示について（通知）

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第52条第1項（第183条において準用する第52条第1項の規定に基づき別紙のとおり国民保護（緊急対処事態）対策本部から住民の避難に関する措置を講じるよう指示がありましたので通知します。当該結果におかれましては、直ちに、避難の指示を行ってください。

なお、避難の指示を行った場合は、その内容を消防庁国民保護（緊急対処事態）対策本部まで報告願います。

（担当）
総務省消防庁国民保護（緊急対処事態）対策本部
（情報集約班）〇〇
電話 03-××-×××
FAX 03-××-×××

長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部第〇号
平成〇年〇月〇日〇時〇分

避難の指示

本県においては、平成〇年〇時〇日〇時〇分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

- 1 住民の避難が必要な地域
- 2 住民の避難先となる地域
- 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

上記1及び2及び3は、別添平成〇年〇月〇日〇時〇分国民保護（緊急対処事態）対策本部第〇号のとおり

4 避難先

（1）避難先

当該避難措置の指示に示す〇市〇町以外の〇市内の避難施設を避難先として、〇月〇日〇時を目処に避難を開始すること
（避難経路等は、同日〇時を目処に避難完了すること）

（2）避難経路 別紙のとおり

5 避難のための交通手段その他の避難の方法

（1）輸送手段

県が手配するバス（〇自動車乗〇台を確保予定）
（〇市〇地区〇人を対象）

（2）交通規制区域 なし

6 その他

避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

別紙

取扱要領注意

国民保護（緊急対処事態）対策本部第〇号
平成〇年〇月〇日

国民保護（緊急対処事態）対策本部長
内閣総理大臣 〇〇

武力攻撃（緊急対処）事態における避難措置の指示

長崎県〇〇市で発生した長崎県立〇〇内爆発・毒ガス発生及びゲリラによる破壊活動（立てこもり）事案について住民の避難を行うために、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、貴職に対し、下記のとおり所要の住民の避難に関する措置を講じるよう指示する。

記

- 1 避難措置の指示
2に掲げる地域にある者を3に掲げる地域に避難させる措置を講ずること。
- 2 要避難地域
〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町
- 3 避難先地域
2に掲げる地域以外の長崎県内の地域
- 4 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
(1) 長崎県及び関係市町村は、長崎県立〇〇を中心とした半径概ね〇km圏内にある住民に対し、「屋内避難中は、窓を閉め、空気を止めるなど、外気が屋内に入らないようにすること」を呼びかけること。
(2) （長崎県立〇〇を包囲する）警察機関は、周辺住民の安全を確保するため、（武装集団の脱却その他の）必要な措置を行うこと。
(3) 長崎県及び関係市町村は、長崎県立〇〇以外にゲリラ（武装集団）が潜んでいる可能性も否定できないことから、管内関係地域における警戒態勢の維持・強化及び情報収集を行うとともに、突発的に武装集団が出現した場合等に迅速な指示等の所要の措置を実施できるよう体制を整えておくこと。

（別紙）

地区名	人口	バス乗込 場所	バス手配台数			避難施設	収容 人数	避難 経路
			乗合	大型	計			
〇〇	〇〇	〇〇高校	〇	〇	〇	県立〇〇	〇〇	国道〇 〇号

④ 避難実施要領の策定

〇〇市(町)長
〇月〇日〇時現在

避難実施要領

- 1 事態の状況、避難の必要性
- 2 避難誘導の方法
- 3 その他の留意点
- 4 職員の配置等

※ 避難実施要領の項目

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市(町村)職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

※ 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整(※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)